



# 苫小牧市自治基本条例 について

平成30年3月23日

総合政策部政策推進室

市民自治推進課

# 自治基本条例とは

## 内容

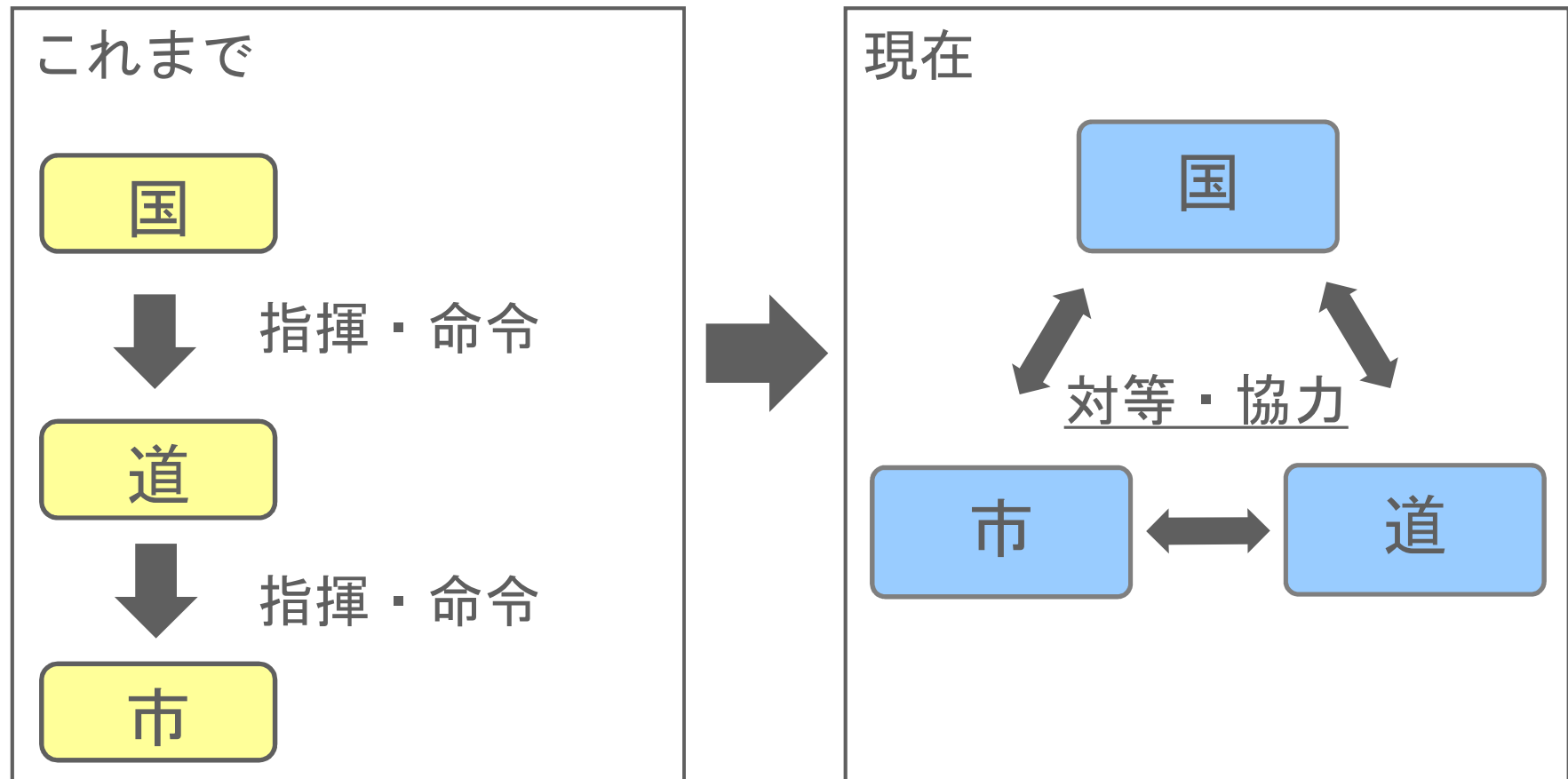
- ・ まちづくりの理念、目標
- ・ 市民の権利
- ・ 市民、議会、首長の責務等
- ・ 市民参加の仕組み
- ・ 協働の仕組み

自治体の憲法  
とも呼ばれる

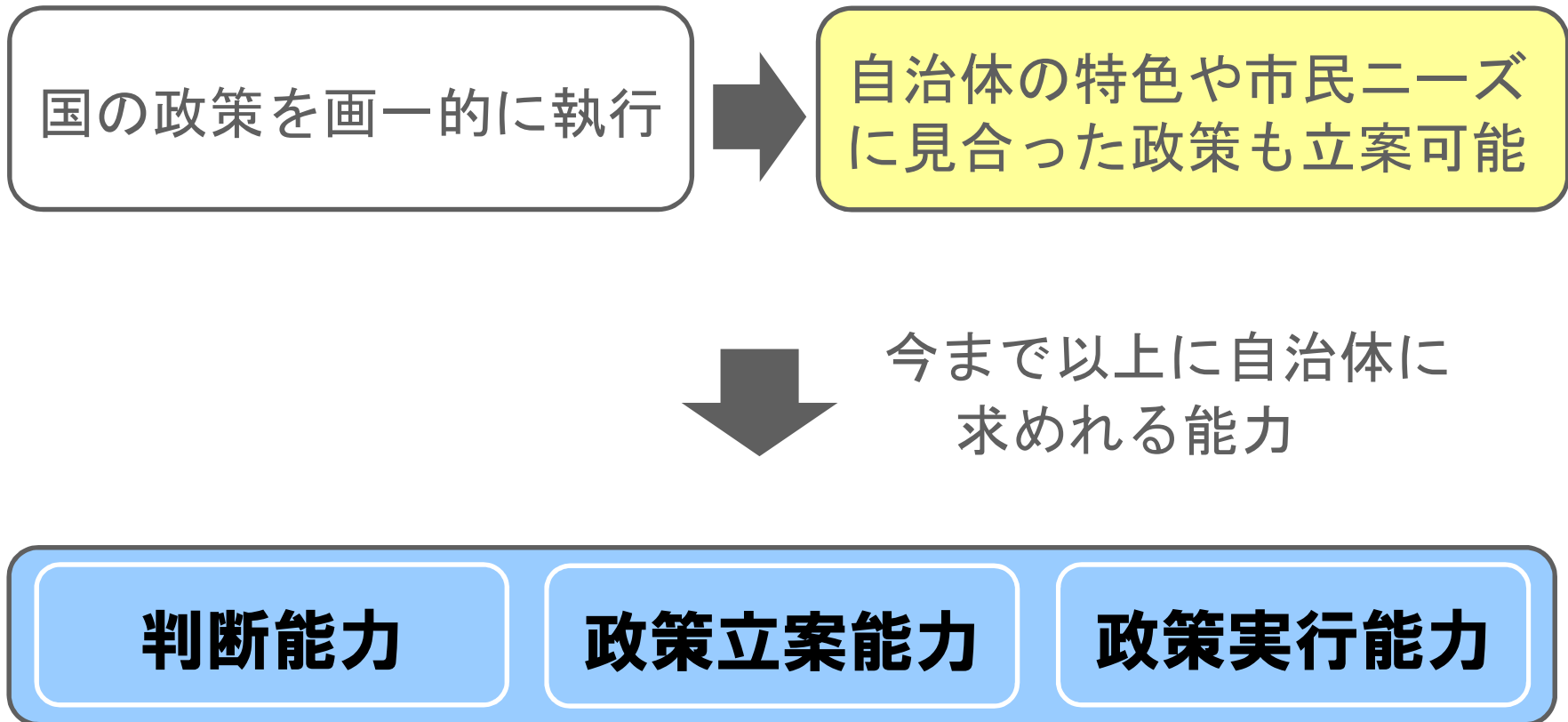
**自治体運営の基本的ルールを定めた条例**

# 苫小牧市自治基本条例が 必要とされた時代背景

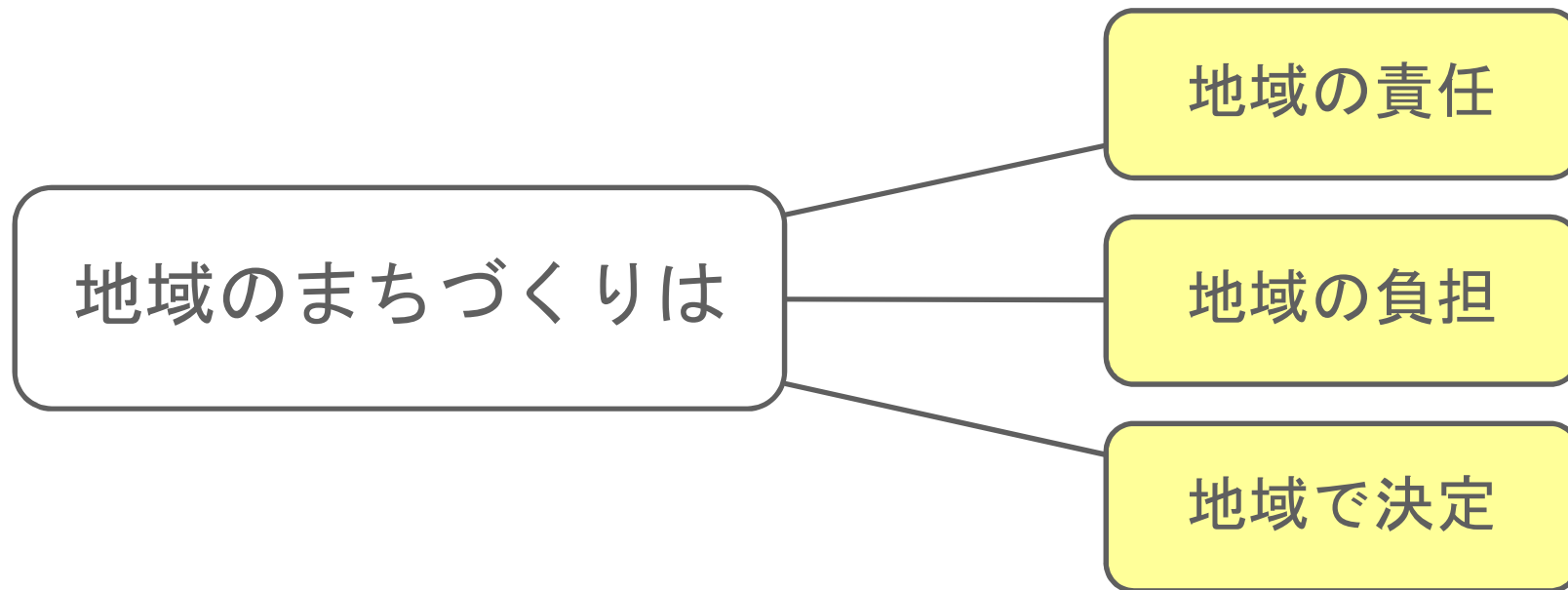
## 地方分権の進展



# 苫小牧市自治基本条例が 必要とされた時代背景



# 苫小牧市自治基本条例が 必要とされた時代背景



**自治体運営の基本的ルールを決める必要**

# 苫小牧市自治基本条例の理念

## 前文（一部抜粋）

私たちは、市民が主体となって、自ら考え、行動し、決定することによりまちづくりを行っていくという市民自治の考え方を基本として、個人の尊厳と基本的人権が尊重される地域社会を創造する取組を通じ、市民であることが誇りに思えるまちを築くことをまちづくりの理念として定める。

私たちは、この理念にのっとり、市民自治によるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

# 自治基本条例（第1条）

## 目的

市民自治によるまちづくりの推進

市民であることが誇りに思えるまちを築く

**市民が主役のまちづくりを進める**

# 自治基本条例（第2条）

## 定義

市民の定義～市内に住所を有する者  
市内で働き、又は学ぶ者  
市内で活動する法人その他の団体

市の定義 ～議会、市長及び執行機関

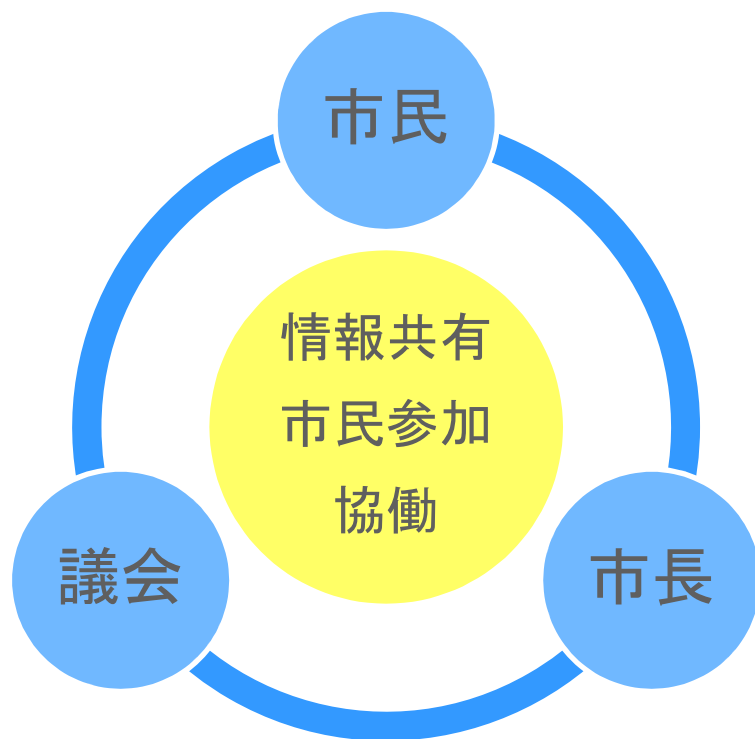
※執行機関～教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、  
監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員会など

**市外に住んでいても市民に含まれる場合がある**



# 自治基本条例（第3条）

## まちづくりの基本原則



### 情報共有

まちづくりの情報を共有

### 市民参加

市民参加による市政運営

### 協働

市民と市が対等な関係で協力

# 自治基本条例（第4条）

## 情報提供及び情報公開

まちづくりに関する情報について

- ・ 市民と市の情報共有の推進
- ・ 市民への分かりやすい情報提供

## ■情報公開条例（平成11年1月施行）

市ホームページ、広報紙（広報とまこまい）、市フェイスブック、住民説明会、出前講座など

# 自治基本条例（第5条）

## 市民参加

市民の市政運営への参加の推進

### ■市民参加条例(平成21年4月施行)

各審議会等、ワークショップ、住民説明会、市民セミナー  
パブリックコメント(市民意見提出手続)など

# 自治基本条例（第6条）

## 住民投票

- ・ 市政の重要な課題についての意思確認
- ・ 住民投票の結果の尊重

■ **住民投票条例（平成28年4月施行）**

**間接民主制を補完する制度**

# 自治基本条例（第7条）

## 協働の推進

### 市民と市の協働について

- 協働による地域課題の解決
- 市民の自主的かつ自立的な活動の尊重

**協働ガイドライン、各課で協働の取組**

# 自治基本条例（第8条）

## 市民の権利

- ・ 市政運営に参加する権利
- ・ 市の保有する情報を知る権利

■ **市民参加条例（平成21年4月施行）**

■ **情報公開条例（平成11年1月施行）**

**市民の権利を明らかに**

# 自治基本条例（第9条）

## 市民の責務

- ・まちづくりの主体としての役割の自覚
- ・市民相互の自主性・自立性の尊重
- ・市民自治のまちづくりの推進
- ・自らの発言、行動に責任

**市民の責務を明らかに**

# 自治基本条例（第10条）

## 議会の役割

- 市の重要な意思決定を行う意思決定機関
- 市政の監視機能
- 政策を立案する権利

**議会の役割を明らかに**



# 自治基本条例（第11条）

## 議会の運営

- 議会討議の充実
- 議会活動の分かりやすい情報提供
- 市民意見の議会活動への反映
- 議会事務局の機能の充実

**本会議や委員会の公開、インターネット等による中継、議事録の公開、とまこまい市議会だより**

# 自治基本条例（第12条）

## 議員の責務

- ・ 市民の信託に応え、職務を誠実に果たす
- ・ 市政に関する調査研究

**議員の責務を明らかに**

# 自治基本条例（第13条）

## 市長の責務

- 総合的かつ効率的な市政運営
- 市政運営の公正の確保と透明性の向上
- 市政運営の方針の明示
- 簡素で効率的な組織運営

**毎年度の市政方針**

**苫小牧市総合計画（基本構想・基本計画）**

# 自治基本条例（第14条）

## 執行機関の責務

- 自らの判断と責任
- 職務の誠実な管理及び執行

**執行機関の責務を明らかに**

# 自治基本条例（第15条）

## 職員の責務

- 市民の視点に立つ
- 誠実、公正かつ効率的な職務の遂行
- 課題に適切に対応する能力の向上

**職員の責務を明らかに**

# 自治基本条例（第16条）

## 説明責任

市政運営の内容、経過の分かりやすい説明

**会議等の公開、議事録の公表**

# 自治基本条例（第17条）

## 総合計画

- 基本構想、基本的な計画及び実施計画の策定
- 総合計画以外の計画と整合性の確保
- 計画の進行状況の適切な把握

**苫小牧市総合計画(基本構想・基本計画)**

**苫小牧市総合計画実施計画**

# 自治基本条例（第18条）

## 健全な財政運営

- 財政運営の計画策定
- 財政運営に関する資料の公表

**財政基盤安定化計画、財政健全化指標、予算に関する資料、決算に関する資料、財務書類など**



# 自治基本条例（第19条）

## 出資法人等

- ・ 市からの出資、補助、職員の派遣状況の公表

**出資法人等に関する関与の状況(定時公表) ※毎年度**  
**出資法人等に関する関与の状況(定期公表) ※3年ごと**

# 自治基本条例（第20条）

## 政策法務

- 必要に応じた条例、規則等の制定及び改廃
- 法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用

**法務を活用して政策を実現**

# 自治基本条例（第21条）

## 職員の任用及び育成

- 職員の公正かつ適正な手続による任用
- 適材適所の職員配置
- 職員の必要な能力の向上

**苫小牧市人材育成基本方針**

**各種職員研修（職場外研修、職場研修、自主研修）**

# 自治基本条例（第22条）

## 行政手続

行政手続における公正の確保と透明性の向上

### ■行政手続条例(平成10年9月施行)

行政指導及び届出に関する手続などの共通事項

# 自治基本条例（第23条）

## 行政評価

- ・ 効果的かつ効率的な市政運営の実施
- ・ 行政評価に関する情報の分かりやすい公表

**施策評価、事務事業評価（主要事業レビュー）  
市ホームページでの公表、公共施設等での閲覧**

# 自治基本条例（第24条）

## 個人情報保護

- ・ 市民の個人情報の保護
- ・ 個人情報の開示等を請求する権利
- ・ 個人情報の収集などの取扱いの適正化

## ■個人情報保護条例(平成7年7月施行)

## 個人情報保護制度の手引

# 自治基本条例（第25条）

意見、要望等への対応

市民の意見などへの誠実な対応

各課窓口、広聴担当による対応  
「市民の声」取扱マニュアル

# 自治基本条例（第26条）

## 危機管理

- 危機管理の体制の整備
- 危機管理意識の醸成
- 市民、関係団体との連携及び協力

**苫小牧市危機管理指針、苫小牧市地域防災計画、苫小牧市  
防災会議、防災出前講座、災害時の連携協定など**



# 自治基本条例（第27条）

## 他の市町村等との連携

- 他の市町村との連携
- 国や北海道への提案及び連携、協力

**東胆振定住自立圏共生ビジョン、北海道新幹線×nittan地域戦略会議、災害時の連携協定など**

# 自治基本条例（第28条）

## 条例の位置付け

- ・ 自治基本条例の趣旨の最大限の尊重
- ・ 他の条例等との体系的な整備

**すべての条例や計画等の規範**

# 自治基本条例（第29条）

## 条例の見直し

- ・ 4年を超えない期間ごとの検討
- ・ 必要な見直しの実施

**前回の見直し(平成26年)～条文自体の改正なし  
「苫小牧市自治基本条例の見直しにおける提言書」の提出**

# 自治基本条例（第30条）

市民自治推進会議

市民自治のまちづくりについて調査審議

**自治基本条例を市民の立場から見守る**